

Hong Kong Tax Alert

23 July 2024

2024 Issue No. 10

香港 控訴裁判所は、有限責任パートナーシップなど「発行済株式資本」がない法人は、香港の株式や不動産のグループ内譲渡に対する印紙税減免を対象外とする判決を下す

2024年7月5日、控訴裁判所（以下、「CA」）は、John Wiley & Sons UK2 LLP およびもう1社と印紙税の税務官との裁判（John Wiley & Sons UK2 LLP and Another v The Collector of Stamp Revenue）について判決1を下し、印紙税の納税者に有利な判決を下した地方裁判所（以下、「DC」）の判決2を覆しました。

事実関係

John Wiley & Sons (HK) Limited（以下、「香港会社」）は、旧会社法（Cap 32）に基づいて設立された香港の有限会社です。

当該香港会社の発行済株式資本はすべて、John Wiley & Sons UK2 LLP（以下、「LLP 2」）が保有していました。

LLP 2は、John Wiley & Sons UK LLP（以下、「LLP 1」）に100%受益権を保有されていました。

LLP 1とLLP 2はどちらも、英国の2000年リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ法に基づいて登録された有限責任パートナーシップでした。

LLP 1は、Wiley International LLC（以下、「持株会社」）という、米国デラウェア州に設立された有限責任会社に100%受益権を保有していました。

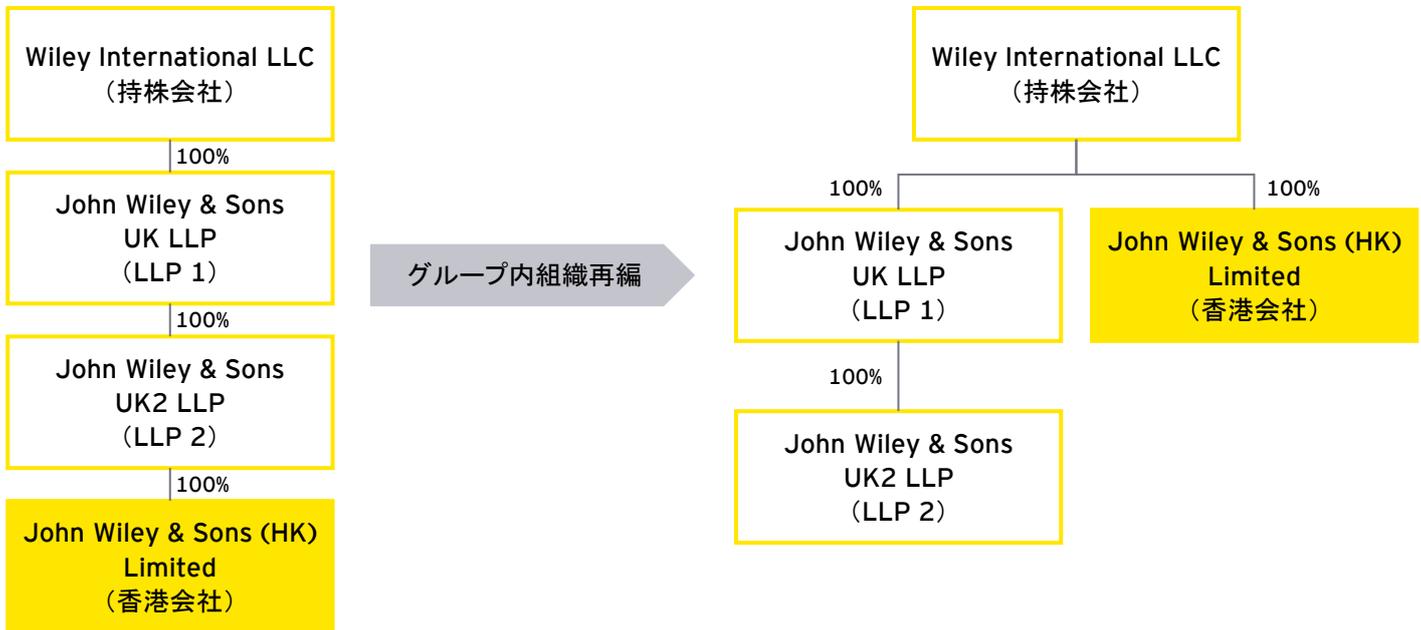
1. CAの判決全文は以下のリンクからアクセスできます。
[John Wiley & Sons UK2 LLP and Another v The Collector of Stamp Revenue、香港控訴裁判所、https://legalref.judiciary.hk/lrs/common/ju/ju_frame.jsp?DIS=161104&currpage=T](https://legalref.judiciary.hk/lrs/common/ju/ju_frame.jsp?DIS=161104&currpage=T)（2024年7月23日アクセス）
2. DCの判決全文は以下のリンクからアクセスできます。
[John Wiley & Sons UK2 LLP and Another v The Collector of Stamp Revenue、香港地方裁判所、https://legalref.judiciary.hk/lrs/common/ju/ju_frame.jsp?DIS=145761&currpage=T](https://legalref.judiciary.hk/lrs/common/ju/ju_frame.jsp?DIS=145761&currpage=T)（2024年7月23日アクセス）

LLP 2から持株会社への香港会社の譲渡

2019年4月30日、LLP 2(譲渡人)は、香港会社の発行済株式資本のすべてを313,240,835英ポンドの対価で持株会社(譲受人)に譲渡しました(以下、「株式譲渡」)。

当該株式譲渡は、John Wiley & Sonsグループのグループ内組織再編の一環として行われています。

当該香港会社のグループ内譲渡については下図の通りです。



香港会社のグループ内譲渡に係る印紙税減免の申請

2019年5月29日、LLP 2と持株会社(以下、総称して「印紙税の納税者」)は、当該株式譲渡が印紙税法(以下、「SDO」)のセクション45に基づく「法人」間のグループ内株式譲渡に該当することを理由に、税務官に対して印紙税の減免を申請しました。

税務官は、SDOのセクション45の適用において、LLP 1およびLLP 2は「発行済株式資本」がないことから、「発行済株式資本」の90%以上を実質所有する必要があるという関連性テストを満たしていないとの判断により、印紙税の納税者による印紙税グループ減免の申請を却下しました。

税務官は、当該譲渡に対する査定結果として、売買それぞれに対して、合計3,180,602香港ドルの印紙税を課しました。この査定に不服があった印紙税の納税者は、DCに起訴しました。

DCによる判決

セクション45はもともと旧セクション5Aに含まれていた

DC裁判官は、SDOのセクション45はもともと、旧印紙法のセクション5A(以下、「旧セクション5A」)に含まれていたと指摘しました。旧セクション5Aの下では、株式譲渡契約書が「ある関連会社から他の関連会社へ財産の受益権を譲渡又は移転する」こととなる場合、減免措置の適用が認められました。また、減免措置の適用を受けるために必要な関連性テストは、「関連会社の双方が有限責任会社であり、一方が他方の発行済株式資本の90%以上を実質所有しているか、又は、両社の発行済株式資本の90%以上が第三の有限責任会社によって実質所有されている」ことでした。

したがって、旧セクション5Aの「発行済株式資本」という文言は、「有限責任会社」を前提として解釈する必要があります。しかし、1981年に旧セクション5Aが現行のSDOのセクション45に全面的に書き換えられた際に、「法人」という概念が導入され、有限責任会社を前提とする記載が削除された一方で、「発行済株式資本」という文言は定義として残りました。裁判官は、「有限責任会社」という前提条件は削除されたが、セクション45やその他において税務官の解釈を示す文言はなく、「発行済株式資本」という用語を自然かつ通常の意味で解釈するという出発点は変わらない、と判断しました。

裁判官は、自然かつ通常の意味に基づいて、「LLP 2及びLLP 1は、セクション45の意味での株式資本を発行し、それぞれ額面100英ポンドの株式資本が1英ポンドと99英ポンドに分けられ、最初の株主によって引き受け、払込がなされたことから、セクション45にいう発行済株式資本に該当する。また、株式資本の所有者の変更を経て、株式譲渡の時点で上述の所有状況となっていた。なお、持株会社がLLP 2の最終親会社であり、その関連性が緊密であることから、LLP 2およびLLP 1は持株会社とともに、関連性テストに適合することも明らかである」と判決を行いました。

したがって、裁判官は、印紙税の納税者がSDOのセクション45の意味において「関連会社」であり、税務官が印紙税に係るグループ減免措置の申請を却下したことは正しくないとしました。

この判決に不服があった税務官は、DCの判決に対してCAに控訴しました。

CAによる判決

旧セクション5AとSDOのセクション45の歴史的経緯

SDOのセクション45は、英国の1967年財政法(以下、「1967年財政法」)から導入されたもので、同法は旧英国法に含まれる同等の印紙税に係るグループ減免規定に一定の修正を加えました(以下、「1967年の法改正等」)。

具体的には、英国での印紙税に係るグループ減免を認めていた旧法のセクション42(以下、「旧セクション42」)は、1967年の法改正等により修正され、現在は修正セクション42と呼ばれています。

1967年の法改正等により、修正前のセクション42にあった「有限責任会社(company with limited liability)」という用語は、修正セクション42の「法人(body corporate)」という用語に置き換えられました。

英国の1967年の法改正等は、1981年に香港で採用され、旧セクション5Aが現在のSDOのセクション45に書き換えられました。

1967年の法改正等の結果、CA裁判官は、英国の「法人」という用語は、1929年会社法又は1932年会社法(北アイルランド)の意味における「会社(company)」に限定されず、外国会社も含むと指摘しました。

その後、CA裁判官は、SDOのセクション45で使用されている「法人」及び「発行済株式資本」という用語が、このような歴史的経緯を踏まえてどのように解釈されるべきかを検討しました。

修正セクション42の「法人」及び「発行済株式資本」という文言は具体的に定義されていませんでしたが、CA裁判官は、修正セクション42におけるこれら2つの文言は、会社法において旧英国法で使用されていたのと同じ意味を持つことが意図されていると考えるのが妥当であるとしてしました。

したがって、修正セクション42及びSDOのセクション45の歴史的経緯から、「法人」という文言が、英国及び香港の関連する会社法における「会社」の概念よりも広く、外国会社も含まれることがわかりました。

しかし、SDOのセクション45の目的上、「法人」には海外の有限責任パートナーシップなどの他の種類の現地法人又は海外法人(すなわち、会社以外)が含まれるかどうかは、明確ではありません。この争点に対する解答は、「発行済株式資本」という文言の意味です。これは、関連法人が「発行済株式資本」の90%以上を所有しているか、又は所有されているという条件を満たす場合にのみ、印紙税の減免措置が適用されるからです。

CA裁判官は、「発行済株式資本」という文言は、英国および香港の会社法においてよく理解されている概念であり、税法においても頻繁に使用されていると結論付けました。そのため、「発行済株式資本」という用語は、関連する法的規定、経緯や背景から別段の定めがない限り、通常、会社法上の意味を基に解釈される必要があります。

同CA裁判官は、上記の見解を裏付けるために、Canada Safeway Ltd v IRC [1973] Ch 374やその他の税務判例を引用しました。具体的には、Canada Safeway Ltd v IRC [1973] Ch 374において、裁判官(Megarry J)はカナダの会社が英国の印紙税グループ減免措置の適用資格を有するかどうかを判断する際に、当該企業の「発行済株式資本」の名目価額(または額面価額)と市場価値のどちらかを考慮すべきかを解釈するために、英国の会社法を参照しました。

CA裁判官は、SDOのセクション45にいう「法人」という文言は、新旧会社法における「会社」という定義よりも広く、外国会社も含まれると結論付けました。一方、「発行済株式資本」という文言は、会社法上よく理解されている概念です。税法にて使用される場合も、その表現において特別な定義や異なる定義がない限り、又は異なる意味と考えられるような特別な文脈が見られない限り、会社法で用いられるのと同じ意味に解釈されるべきとしました。セクション45の文脈や表現には、「発行済株式資本」という文言を異なる意味で解釈するような立法者の意図を示すものではありません。

会社法上では、「株式資本」とは、会社が資本として支払う、または受け取る金銭又はその他の形態の対価と引き換えに、株主に割り当てられる、又は発行される株式(個別または標準の単位)という概念を含んでいます。

CA裁判官は、LLP 2/LLP 1の資本には(個別または標準の単位)の株式は存在せず、そのような株式はそれぞれの所有者に発行されていないものと判断しました。したがって、LLP 2及びLLP 1の所有者がLLP 2/LLP 1に支払った資本金は、SDOのセクション45にいうLLP 2/LLP 1の「発行済株式資本」とは見なされません。

そのため、CA裁判官は、印紙税の納税者側の弁護士による、セクション45の目的上、「株式資本」とは「香港法における株式資本と必ずしも同一であるわけではないが、経済的にも法的にも類似した、それを発行する会社(又は法人)の資産・収入に対する参加持分の種類である」という主張を却下しました。

その結果、税務官の上訴は認められました。

CA裁判官によるその他の拘束力のないコメント

香港の新会社法では、会社の株式には名目価額(又は額面価額)がなくなります。したがって、Megarry J裁判官がCanada Safeway Ltd v IRC [1973] Ch 374について下した判決では、印紙税に係るグループ減免措置の関連要件は会社の発行済株式資本の名目価額に基づき確認されるべきとされていますが、SDOのセクション45の適用上、修正が必要です。

CA裁判官は、90%の関連性テストを満たすかどうかの判断に株式資本の名目価額を用いる代わりに、「会社が発行した、又は割り当てた株式に対して合意された対価の総額を参照する必要がある可能性が高い」と判断しました。

しかし、CA裁判官が上記で引用した文言で正確に何を意味していたかは不明瞭です。おそらく、新株が合意された対価で発行された場合には、既存株主と新規株主の持株比率を把握する目的で、会社の他の既存株主も新株発行の対価に基づいて評価する必要がある、という意味かもしれません。

ただし、新会社法の下でも、会社は依然として発行済株式数を維持し、会社登記所に提出する必要があります。したがって、発行済株式数を基に株主の持株比率を確認することは実務上困難ではなく、CA裁判官が考えていることも達成される可能性はあるでしょう。

EYの所見

印紙税の納税者がさらに控訴しない場合、CAの判決により、香港又は海外で設立された会社以外の種類の法人は、SDOのセクション45に基づく印紙税のグループ減免措置を適用できなくなる可能性は高いでしょう。

香港の株式や不動産の所有ストラクチャーにおいて、このような他の種類の法人を採用し、そのような資産のグループ内譲渡を検討する場合、香港印紙税上の取扱を考慮する必要があります。そのため、必要に応じて、ご担当の税務専門家にご相談ください。

Hong Kong office

Jasmine Lee, Managing Partner, Hong Kong & Macau

27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services				Financial Services	
Wilson Cheng Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com				Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Business Tax Services / Global Compliance and Reporting				Business Tax Services / Global Compliance and Reporting	
Hong Kong Tax Services				Hong Kong Tax Services	
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Jennifer Kam +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com		Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Ming Lam +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Ricky Tam +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com		Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	Helen Mok +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com
Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Leo Wong +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com		Customer Tax Operations and Reporting Services	
Jacqueline Chow +852 2629 3122 jacqueline.chow@hk.ey.com	Ryan Dhillon +852 3752 4703 ryan.dhillon@hk.ey.com			Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Francis Tang +852 2629 3618 francis-ks.tang@hk.ey.com
China Tax Services				US Tax Services	
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com	Sam Fan +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com	Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com	Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com	Camelia Ho +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com	Michael Stenske +852 2629 3058 michael.stenske@hk.ey.com
Payroll Operate				Accounting Compliance and Reporting	
Vincent Hu +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com		Linda Liu +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com		Cecilia Feng +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com	
International Tax and Transaction Services					
International Tax Services		Transfer Pricing Services			
Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com		Sangeeth Aiyappa +852 2629 3989 sangeeth.aiyappa@hk.ey.com		Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	
		Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com			
Transaction Tax Services					
Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com		Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@ey.com		Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@ey.com	
People Advisory Services					
Mary Chua +852 2849 9448 mary.chua@hk.ey.com		Christina Li +852 2629 3664 christina.li@hk.ey.com		Jeff Tang +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com	
Winnie Walker +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com		Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com		Emily Chan +852 2629 3250 emily-my.chan@hk.ey.com	
Asia-Pacific Tax Center					
Tax Technology and Transformation Services		International Tax and Transaction Services		Indirect tax	
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com		US Tax Desk Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com		Shubhendu Misra +852 2232 6578 shubhendu.misra@hk.ey.com	
		Operating Model Effectiveness Edvard Rinck +852 9736 3038 edvard.rinck@hk.ey.com		Tax and Finance Operate Tracey Kuuskoski +852 2675 2842 tracey.kuuskoski@hk.ey.com	

EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm.

Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2024 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

03256-226Jpn
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china



Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up-to-date
with the latest EY news.